2.11.28
460

醵出ス

第廿一條　相互補助ノ範圍及金額ハ別ニ定ム

第廿二條　本細則ハ支部總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

以上

昭和二年四月二日

財團法人協調會大阪支所